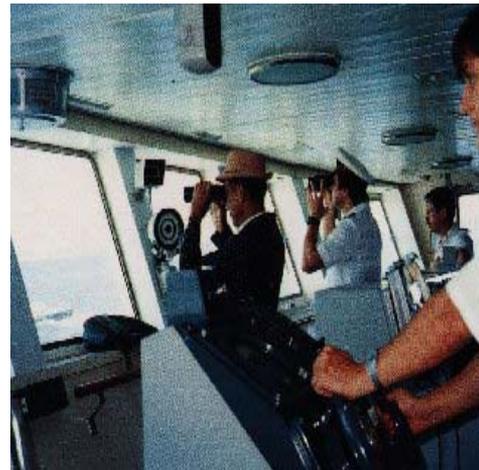


みずさき
1. 水先の目的

- 水先とは、船舶が輻輳する水域等、交通の難所(全国39の水先区)において水先人が乗り込み船舶を導くこと。
- 船舶交通の安全の確保及び運航能率の増進のため、国際的に実施されている制度。
- 当該船舶のみならず、水域を航行する多数の船舶の安全や、港湾機能の保全等にも資する。



(1)水先人は、縄ばしごに乗り移り、船舶に乗り込む



(2)操舵室で、船長に安全な操船の助言・指導をする

2. 強制水先制度

- 全国で特に交通の難所とされる港又は水域10ヶ所で、国土交通大臣の免許を有する水先人の乗船を義務付けている。

水先区の現況

- 水先区 (39区)
- ▨ 強制水域 (10区)

水先人員数 656人
(平成16年度末現在)

